

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

稲美町の総人口は、30,268人（令和2年国勢調査）である。平成12年まで増加していたが、平成17年から減少傾向に転じ、現在に至っている。また、平成12年と令和2年の年齢3区分人口の比較では、0～14歳の年少人口が4,857人から3,836人へと21%減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は4,854人から9,753人へと約2倍に増加しており、少子高齢化が急速に進んでいる。

本町は、播磨平野東部の東播磨地域に位置し、神戸市、明石市、加古川市、三木市の4市に囲まれた地理的条件や田園の広がる良質な環境により、農業を基幹産業として発展してきた。また町南部を中心に播磨臨海工業地帯の一部に指定される工業地域が、中心部市街化区域に中心商業・業務地区が形成されている。

近年は、農業については農家戸数や経営耕地面積が年々減少しており、生産、加工、流通、販売の一体化など、6次産業化の推進が求められている。工業については、食品加工業をはじめ優れた技術を持つ企業が数多く存在しており、各企業の強みを生かしながら更なる発展が望まれる。商業においては地域の商店が減少しており、消費者のニーズを的確に把握した商業の振興に努める必要がある。

町内に存在する約1,200の事業所のほとんどが中小事業者であるが、少子高齢化や国際情勢等の影響により、設備の老朽化、人手不足、後継者不足などの経営上の課題を抱えている。こうした状況により、先端設備の導入を促進し、労働生産性を向上させることで、課題の解決につなげる必要がある。

(2) 目標

設備投資を促すことで、町内中小事業者の労働生産性の向上、経営基盤の安定、競争力の強化を図るとともに、事業継承、雇用機会の拡大へとつなげる。

本基本計画の計画期間中の先端設備等導入計画の認定は、10件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内中小事業者の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用に繋がらないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町内全域に中小企業者が分布していることから、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全域に分布する中小企業者の多様な取り組みを支援するため、本計画の対象となる対象業種は全業種とする。また、労働生産性の年率3%以上向上に資する全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。